参　与　　おはようございます。
委員の皆様並びに推進委員の皆様におかれましては、本当にお忙しいところお集まりいただきましてまことにありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまから第２１回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

（午前１０時　開会）

参　与　　初めに、会長がご挨拶申し上げます。

（会長挨拶）

参　与　　ありがとうございました。
会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。欠席の届け出が７番、信田浩則委員、１８番、渡邊敏雄委員から提出されてございます。ただいまの出席者は２２名となってございます。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
それでは、私から、１月９日の総会から本日までの業務報告を申し上げます。
お手元に配付してございます平成３１年２月総会までの業務報告書をごらん願います。
１月９日でございますけれども、第２０回農業委員会総会を委員２１名、推進委員３１名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにて開催してございます。
同じく１月９日でございますが、平成３０年度農業者年金加入促進活動打合せ会を年金加入の促進部長さん７名の出席をいただき、年金加入促進について協議してございます。
同じく、また９日の日ですけれども、場所を大曲エンパイヤホテルに移し、市長並びに議会議長を初め１２名の来賓の方々を迎え、恒例の新春懇談会を開催してございます。
１月２５日には、農用地利用調整会議を会長及び推進委員６名の出席をいただき開催しております。今回上程する農業経営基盤強化促進法による案件について審議いただいてございます。
同じく２５日でございますが、秋田県農業会議第３４回常設審議委員会がアキタパークホテルで開催され、会長及び事務局が出席してございます。
１月２９日でございますけれども、大仙市農業再生協議会幹事会が大曲庁舎で開催され、私が出席してございます。内容につきましては、平成３１年度予算の経営持続安定対策等に係る産地交付金の活用計画の案についてでございます。
１月３０日には、広報専門委員会が委員７名の出席をいただき、神岡支所で農業委員会だより第１６号の発行及び構成について協議しております。
以上が主な業務報告でございます。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　　本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　　異議なしと認め、１９番、黒川雄一委員、２０番、田口繁委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
　　平成３１年２月７日提出
　　大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１ページ、１番をご説明いたします。
農地の所在が、花館字○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○１筆です。
売買による所有権の移転で、譲渡人が、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、譲受人が、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
申請理由といたしまして、○○○○は、この農地しか所有しておらず、以前より処分を考えておりました。今般、併設農地を耕作している○○○○にお話ししたところ、売買に至ったものでございます。
○○○○は、あっせん基準である２００アールを超えて経営しておりますが、平成２９年に体調不良により認定農業者を辞退しており、今後も経営を拡大する意思はないとのことで、基盤強化法に適合しないことから農地法での売買となったものでございます。
売買価格は１０アール当たり○○○○○○○○○、総額では○○○となっております。

１３ページ、１１番と１２番をごらんください。
交換による所有権移転でございます。
最初に１１番です。農地の所在地は、大仙市上野田○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○１筆です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、７７歳、譲受人は、○○○○○○○○○○○○の○○○○○○、６４歳です。
続きまして、１２番です。農地の所在地は、大仙市上野田○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○１筆です。
譲渡人が○○○○○○、譲受人が○○○○○○○になります。
申請理由は自作地相互の交換で、交換する圃場の面積の差がおおむね２割を超えておりますが、合作地が解消でき作業効率がよくなることから、お互いが希望して申請したものです。

議案第１号については、ただいま説明いたしました３件のほかに、交換が２件、賃貸借権設定の新規が１件、使用貸借権設定の新規２件、更新６件がございます。
１６ページから１７ページの農地法第３条の調査書をごらんください。
農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えてございます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。
　　質疑ございませんか。
　　（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
　　議案第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
　　（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成３１年２月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第２号１番の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。
本案件は、○○○、○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

参　与

１番についてご説明します。１８ページをごらんください。
位置図及び配置図につきましては、資料１ページ及び２ページをごらんください。
転用する農地は、大仙市高梨○○○○○○○○○○、地目が田、面積は○○○○○ほか田１筆、合計、田２筆、面積○○○○○○○です。
表土置場のための一時転用で、使用貸借権を設定します。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
申請理由は、大曲西根で行われている工事で、農地の表土が大量の残土となることがわかり、○○○○○○○○○○○では、多面的機能支払交付金事業を実施する際に田の畦畔を補修工事するための土に使いたいと思い、この残土を譲り受けることにしましたが、一定期間、一定量の残土が置ける場所を確保することが条件だったため、○○○○○の構成員である○○○○の農地を借り受け、表土置場とするものです。
なお、設定期間は、許可日から１年となっております。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内の農地ですが、一時的な利用で、その利用目的を達成するために当該農地が必要であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと認められるときは許可することができることから、立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付資料等を勘案した結果、農地法第５条第２項に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議　長　　説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件１番についてお願いします。

小松委員　　１２番、小松です。
２月１日に現地確認、立ち会いに対応いたしました。
○○○は、国の交付金の受け入れ団体でございまして、高梨全体区域、いろいろ農地等の募集、工事等やっている方でございます。当地におきましては、用水路、排水路等に上流、下流ともに支障ございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

議　長　　ありがとうございます。

参　与　　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第２号１番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第２号１番の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。
○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　次に、議案第２号２番の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

２番についてご説明いたします。
位置図及び配置図につきましては、資料の３ページと４ページをごらんください。
売買による所有権移転を受け、倉庫の建築及び車両置場とするものでございます。
転用する農地が、大曲○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○ほか田３筆、合計４筆の○○○○○○○○○です。
譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
申請理由は、譲受人の○○○○はキャンピングカーの製作・販売をする会社を経営しており、川目に製作工場、それから大曲西根に販売店があり、申請地はその中間にあることから利便性がよいと考え、製作部品の保管用倉庫を建築し、また、その北側を中古車や完成車を一時的に置くスペースとして使用するものでございます。
売買価格につきましては、１平米当たり○○○○○○○○○、総額で○○○○○となっております。
農地転用の許可基準における立地基準につきましてですが、当該地は都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域、住居地域でございますけれども、に定められている第３種農地に区分されます。農地法第５条第２項第１号ロ（１）において第３種農地は許可することができるため、立地基準における許可要件を満たしているものと判断しております。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第３号及び第４号に規定する許可要件を満たしているものと判断しております。

議　長　　事務局からの説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件２番についてお願いします。

判田委員　　１４番、判田です。
去る１月２５日、大曲分室の担当者の方と現地を確認いたしました。この土地は、

地図にあるように住宅地の端でありますので、特にほかに影響があるようなところはありませんので、何ら問題ないことをご報告いたしまして、現地確認といたします。
以上です。

議　長　　ありがとうございます。

参　与　　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第２号２番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第２号２番の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参　与　　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
平成３１年２月７日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第３号１番の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。
本案件は、○○○、○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

参　与

１９ページ１番をごらんください。
売買による所有権移転です。
所有権を移転する農地は、大仙市北楢岡○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○ほか田１筆、計２筆、合計面積○○○○○○○○○○○○です。
所有権の移転をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６８歳です。
所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、７３歳、認定農業者の方です。
申し出理由としましては、買受希望者の○○○○は当該農地の周囲の農地を耕作しており、この農地を買い受けることにより農作業の効率化が図れることから、譲渡希望者の○○○○に買い受けの申し出をしたところ、○○○○がこれに応じてくれたものです。
売買価格は１０アール当たり○○○○で、総額では○○○○○○○○○○○となっております。

なお、売買単価が高くなっておりますが、譲渡希望者の○○○○が以前にこの農地を購入した際の単価と同額とすることで両者が合意したものであります。

ただいまご説明いたしました本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号１番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号１番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　議案第３号１０番から１３番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は、○○○、○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

参　与

２４ページから２５ページの１０番から１３番について、利用権の設定を受ける方がそれぞれ同一の方ですので、あわせて説明させていただきます。

１０番から１２番は、利用権の新規設定です。

１０番の利用権の設定をする農地の所在は、神宮寺○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○ほか田４筆、合計５筆の○○○○○○○○○○○○、利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、８２歳です。

次に、１１番の利用権の設定をする農地の所在は、南外○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○ほか田１筆、合計２筆の○○○○○○○○○○○○、利用権の設定をする方は、前案件の○○○○の息子さんで同住所の○○○○○○、５８歳です。

次に、１２番の利用権の設定をする農地の所在は、南外○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○ほか田３筆、合計○○○○○○○○○○○○、利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６１歳、○○○です。

理由といたしまして、１０番、１１番の農地はこれまで○○○○○○が耕作していましたが、労力不足による経営規模の縮小を考え、このたび貸し付けの申し出があったものです。

また、１２番の農地は、これまで１１番の○○○○が利用権設定により耕作しておりましたが、○○○○の規模縮小に伴い農地が返還されたため、双方とも同様に作付けしたいとのことで申し出があったものです。

１３番は、利用権設定の期間変更に伴う更新で、田３筆、合計○○○○○○○○○○○○です。

１２番から１３番の利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、６６歳、認定農業者で、全ての案件で設定期間は５年、賃借料は１０アール当たり○○○となっております。

ただいまご説明しました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号１０番から１３番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号１０番から１３番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。
○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　次に、議案第３号２番から９番及び１４番から１０６番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

２０ページ、３番をごらんください。
売買による所有権移転です。
所有権を移転する農地は、大仙市北楢岡○○○○○○○、地目は畑、面積○○○○○○○○○１筆です。
所有権の移転をする方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６７歳です。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、８２歳、認定農業者の方です。
申し出理由といたしましては、○○○○○○は相続により当該農地を取得しましたが、○○○在住で自身での耕作が困難であるため、農地の処分を考えておりました。そこで、隣接地を所有している買受希望者の○○○○○○に売買の相談をしたところ、この農地の荒廃化を懸念した○○○○が買い受けに応じてくれたものです。
売買価格は総額○○○○○○○○で、１０アール当たりで約○○○○○○○○○となっております。
なお、売買単価がやや低くなっておりますが、この農地は不整形な畑であり、また、しばらくの間耕作されていなかったことを考慮し、双方がこの金額で合意したものであります。

続きまして、２０ページから２１ページの４番を説明いたします。
所有権を移転する農用地は、大仙市大沢郷寺○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○ほか田１６筆、合計○○○○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○、６７歳、所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、６６歳、認定農業者です。
申請理由は、当該農地は現在自己保全農地となっておりますが、○○在住の○○○○○○がこのまま農地を所有していても管理が難しいことや、今後、圃場整備事業が行われることなどから、近隣を耕作している○○○○○○が買い入れるものです。
売買価格は総額○○○○○で、１０アール当たり約○○○○○○○○○となっております。
なお、売買価格が低く設定されておりますが、当該農地は用排水の状態が悪いことと、山あいの農

地で日照時間が少ないことなどの理由によるものです。

２２ページ、５番をごらんください。
所有権を移転する農地は、大仙市高梨〇〇〇〇〇〇〇〇〇、台帳、現況ともに田の〇〇〇〇〇〇〇〇ほか田１筆、合計、田２筆、面積〇〇〇〇〇〇〇〇です。
所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、６６歳、所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、５８歳、認定農業者の方です。
売買価格は総額〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、１０アール当たり単価は〇〇〇〇です。
理由といたしまして、〇〇〇〇が生活資金の捻出のため、現在利用権設定により耕作している〇〇〇〇に売買の相談をしたところ、〇〇〇〇がこれに応じてくれたものです。
なお、売買単価が高額になっていますが、申請地は買受人の〇〇〇〇が農業を始めたころから耕作している農地で、〇〇〇〇が〇〇〇〇の農業経営を支援したいと考え、長年にわたり周辺農地の賃借料より安い金額で貸し付けしていました。そのため、〇〇〇〇がこれまでの経緯を鑑み、〇〇〇〇の希望額に沿うようにしたいとのことで、この金額になったものです。
続きまして、６番から８番の案件は、秋田県農業公社の農地売買支援事業を活用する売買で、所有権の移転を受ける方は、全て秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社となっております。
初めに、６番をごらんください。
所有権を移転する農地は、大仙市板見内〇〇〇〇〇〇〇〇〇、台帳、現況ともに田の〇〇〇〇〇〇〇〇ほか田１筆、合計田２筆、面積〇〇〇〇〇〇〇〇です。
所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、６７歳。
売買価格は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、１０アール当たり単価は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。
理由といたしまして、〇〇〇〇〇〇〇は離農を希望しており、以前から農地の売却を考えていました。そこで、親戚である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇に売買の相談をしたところ、規模拡大を目指す〇〇〇がこれに応じたもので、農地売買支援事業の６年分割払いを活用する予定となっております。
続きまして、７番をごらんください。
所有権を移転する農地は、大仙市堀見内〇〇〇〇〇〇〇〇〇、台帳、現況ともに田の〇〇〇〇〇〇〇、田１筆です。
所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、５７歳、売買価格は〇〇〇〇〇〇〇で、１０アール当たり単価は〇〇〇〇です。
次に、８番です。
所有権を移転する農地は、大仙市堀見内〇〇〇〇〇〇〇〇、台帳、現況ともに田の〇〇〇〇〇〇〇〇、田１筆です。
所有権を移転する方は、７番と同住所の〇〇〇〇〇〇〇、５９歳、売買価格は〇〇〇〇〇〇〇〇で、１０アール当たり単価は〇〇〇〇です。
理由といたしまして、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇はご夫婦で、以前から離農を希望しており、隣接地を耕作している方々に売買の相談をしておりましたが、買い受けに応じてくれる方がいない状況でした。そこで、自宅から農地まで多少距離があるものの、規模拡大を目指している〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇に売買の相談をしたところ、〇〇〇〇がこれに応じてくれたもので、農地売買支援事業の１０年分割払いを活用する予定となっております。

４８ページ、５１番から５０ページ、５３番を、関連がありますので、一括で説明します。
全て新規の利用権設定で、５１番の農地は、豊岡〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか１２筆、合計〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇です。
５２番の農地は、豊岡〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、利用権を設定する方は、前件と同住所の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。
５３番の農地は、栗沢〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか１筆、合計〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇

○○です。
　以上の農地の利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
　理由は、○○○○が労力不足による規模縮小、○○○○は労力不足により管理できないため、近隣で規模拡大を図っている○○○に耕作をお願いしたものであります。
　設定期間はいずれも１０年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○となっております。
　なお、５１番の○○○○○○・○○○・○○○○○と○○○の農地については、不整形で耕作が不便なこと、○○○の農地については、管理していただければ無償でよいという○○○○の意向により、使用貸借となっております。

　５８ページ、６７番をごらんください。
　新規の使用貸借権の設定です。
　利用権を設定する農地は、協和船沢○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○ほか田３筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
　利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、認定農業者です。
　申請理由につきまして、○○○○と○○○○は、６０ページの案件６９番で賃貸借権の更新がありますが、今回、この更新にあわせて新たに○○○○から農地を借り受けるものです。
　なお、この農地は自己保全管理としての利用を予定しているため、使用貸借での契約となっていて、設定期間は１０年となっております。

　続きまして、７０ページ、８３番から１０６番までを説明します。
　農地中間管理機構を活用する利用権の設定で、受け手は全て秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。
　案件の詳細につきましては、農地中間管理事業秋田県農業公社借り受け案件という別冊を作成しておりますので、そちらをごらん願います。
　内容につきましては、総括的な説明をさせていただきますので、ご了承願います。
　利用権を設定する農地は、８３番の大仙市花館○○○○○○○○○○○○○○、現況、地目が田、面積○○○○○○○○○○○○○ほか田２１０筆、○○○○○○○○○○○○○○○○○、畑１２筆、○○○○○○○○○○○○○、合計２２３筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
　利用権を設定する方は、８３番の○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○外２３件で、地域農業の集団化への協力及び兼業、高齢による労力不足等で貸し付けを希望している方です。
　設定期間は全て１０年２カ月となっておりますが、これは、秋田県の農用地利用配分計画により農地中間管理機構から借受予定者に利用権設定される公告日までの２カ月間の差を考慮しているため、こういう期間となっております。
　１０アール当たり賃借料につきましては、田が使用貸借から○○○○○○○○○と幅があり、畑についても、使用貸借から一緒に貸す田と同額になっているところもあります。
　なお、１件ごとの詳細につきましては、議案書別冊をご確認いただきますようお願いいたします。

　議案第３号につきましては、ただいま説明いたしました３４件のほかに、所有権移転２件、賃貸借権設定の新規１９件、更新４６件がございます。今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、１０アール当たり○○○○○○○○○○○から○○○○○○○○○○○と幅がございます。これは、各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察してございます。利用調整会議においてもご承認いただいたものでございます。
　次に、賃貸借権設定の１０アール当たりの賃借料の内容でございますが、説明案件を除き、低いほうでは１０アール当たり○○○○○○から○○○と幅がございます。低いほうは、圃場の条件が悪い要因など考えられますが、そのほかの案件につきましては、圃場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察してございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
　質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
　議案第３号２番から９番及び１４番から１０６番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
　全員賛成ですので、議案第３号２番から９番及び１４番から１０６番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第１号の「農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について」事務局より報告願います。

参　与　　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
　　下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
　　平成３１年２月７日提出
　　大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

参　与

７１ページをごらん願います。
事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。
１番、大仙市強首字強首２６７番地、農事組合法人強首ファーム、代表理事、小山田和人。
２番、大仙市南外字下袋２２５番地、農事組合法人なんがい中央ファーム、代表理事、佐藤吉男。
以上、２法人から報告がありました。
詳細につきましては、７２ページから７９ページをごらん願います。
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしているものと思われますので、ご報告いたします。

議　長　　以上、報告といたします。

議　長　　これで本日の議題は全て終了しました。
　そのほか、事務局から何かございませんか。

参　与　　それでは、私のほうから１件ご説明、ご報告いたします。
　議案書と一緒に配付しております２０１９年度大仙市農業委員会総会開催日（予定）と書いてあるＡ４ものでございます。
　来年度の４月から３月までの総会を予定ということで日程を決めましたので、皆様方におきましては、大変お忙しいと思いますけれども、開催日、予定をあけながら出席していただければと考えております。
　また、下のほうに米印、幾つか書いておりますけれども、現段階で「全員招集総会」と備考欄に書いてある分につきましては、今年度実績に基づいて予定しておりますけれども、関係機関等の都合により別の月になる可能性もございますので、ご了承願います。

また、この全員招集以外でも案件（上程）内容によっては推進委員の皆様にもご説明しなければならない、もしくは意見を聞かなければならないというようなものがある場合は全員招集が出る場合もありますので、よろしくお願いします。
それから、開催日は変更になる場合がありますとありますけれども、まず、よほどのことがない限り変更はないかと思いますけれども、よろしくお願いします。
また、開始時刻につきましては、案件の内容量ですとか、ほかの会議の関係で変わることがあります。
それから、強化法の売買がある場合は、地区の推進委員は総会招集となりますので、よろしくお願いします。
以上、簡単ではありますけれども、ご説明いたしました。

議　長　　委員の皆さんから何かありませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、以上をもちまして、第２１回大仙市農業委員会総会を閉会します。
本日はご苦労さまでした。

（午前１０時５０分　閉会）